

工事事故に関する評価基準 付図「減点のフローチャート」



*1 「工事区域」とは、工事作業場内及びその隣接区域

*2 輸送作業とは、共通仕様書の安全管理の規定に基づいて、施工計画書に記載された、請負者が行う輸送の作業

*3 工事関係者とは、受注者の指揮監督の下で当該工事の作業に従事する者

*4 安全管理の不備が軽微であると認められる場合は軽減することができる。原則として、現場の管理者は普段から安全対策をとっていたが、事故の発生を予見できなかった又は回避することができなかった場合は軽減することができる。

*5 当該工事の賠償額は、工事の期間中の全ての賠償額を合計した金額とする。

*6 当該工事の休業日数は、工事の期間中の全ての工事関係者の休業日数を合計した日数とする。

*7 同一の工事事故で物損公衆損害事故及び死傷公衆損害事故が発生したときは、これを死傷公衆損害事故として取扱う。

*8 当該工事の減点は、工事関係者事故及び公衆損害事故の各減点を合計した数とする。

*9 相手方のある交通事故は、現場の管理者の監督が及ばない場所で発生し、相手方に過失がある場合もあるので、工事事故としては扱わない。逆に、相手方のない交通事故(単独事故)で工事関係者が死傷した場合は工事事故として扱う。(輸送計画自体や労務管理に原因がある場合があるから)。